

香社協規程第 28 号

社会福祉法人香美町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人香美町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員、評議員及び委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の区分及び額)

第 2 条 報酬の区分及び額は、別表第 1 のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 役員等の報酬は、毎年 3 月に支給する。ただし、会長において必要があると認めるときは、報酬を分割して支給し、又は支給月を変更して支給することができる。

2 就任した月及び退任し、又は死亡した月の報酬は、日割り計算により計算した額を支給する。

(費用弁償)

第 4 条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

(旅費の支給)

第 5 条 旅費は、役員等がその担任する業務を行うための会議に出席し、又は職務を行うために旅行したときに支給する。

(旅費の種類及び額)

第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。

2 前項の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料については、旅費規程の規定を適用し、日当は別表第 2 に定める額とする。

(旅費の支給方法)

第 7 条 旅費の支給及びその方法については、旅費規程の例による。

(公表)

第 8 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬 額
理 事	会 長 (月 額) 70,000円
	副 会 長 (月 額) 15,000円
	上記以外の理事 (月 額) 5,000円
監 事	(月 額) 5,000円

別表第2（第6条関係）

区 分	日 当
別表第1に掲げる役員等	1日当たり 2,000円
上記以外の役員等	1日当たり 2,000円